

優先接種対象者を定めることの必要性と考え方

今回の新型インフルエンザワクチンは重症化の防止に一定の効果が期待できます。しかし、ワクチンの量が限られていることから、優先接種の対象者が示されています。

接種対象者について

(優先接種対象者)

- ① インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者
- ② 基礎疾患のある方：慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患
※特に優先する接種対象者については、基準を参考に医師が適切に判断します。
- ③ 妊婦の方
- ④ 1歳から小学校3年生に相当する年齢の小児
- ⑤ 1歳未満の小児の保護者および優先接種対象者のうち、身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等
- ⑥ 小学校4年生以上、中学校、高校生の年齢に相当する者、65歳以上高齢者

(上記以外の対象者)

- ①健康成人（19歳から64歳までの方）
- ②1歳未満児

接種までの流れ

1 提示書類の用意

実際に優先接種対象者が接種を受けるときには、窓口にて書類を提示していただき、対象者であることをお示してください。（書類一覧は下記表参照）

※**接種費用軽減対象**（1歳未満児除く）の方で生活保護・市民税非課税世帯の方は接種費用軽減証明書の提出が必要です。お手元にお持ちでない方は市・健康推進課までお申し出ください。詳しくはホームページ「費用軽減について」をご覧ください。



2 接種の予約

接種を実施する医療機関などに予約を入れてください。ただし、医療機関によっては、予約は不要です。詳しくは各医療機関にお問い合わせください。



3 接種の実施

ワクチンの接種後には、接種部位が腫れるなどの反応が出るかもしれません。ほとんどは軽い一過性の症状でおさまりますが、気になる症状が出たり長引いたりするときは医師に連絡をしてください。

提示書類リスト

※下記のいずれか一つをご提示ください。なお、接種費用軽減証明書をお持ち方は、年齢確認できる書類として使っていただくことができます。

対象者	提示書類リスト
①基礎疾患を有する方	「優先接種対象者証明書」 ※かかりつけ医が接種する場合は必要ありません。
②妊婦の方	「母子健康手帳」
③1歳から小学校3年生	「母子健康手帳」または「各種健康保険被保険者証」
④1歳未満の小児の保護者	「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」または「住民票」
⑤優先接種対象者のうち、身体上の理由で予防接種できない方の保護者等	「優先接種対象者証明書」、「各種健康保険被保険者証」 または「住民票」
⑥小学校4年生から高校生に相当する年齢の方	「各種健康保険被保険者証」、「学生証」 または「住民票」
⑦65歳以上の方	「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」 または「住民票」

接種費用について

接種費用は実費を徴収させていただきます。

接種費用

1回目 3,600円

2回目 2,550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円）

なお、松阪市は医療従事者を除く優先的接種対象者（妊婦・基礎疾患・幼児・小学生・中学生・高校生・1歳未満児等の保護者・高齢者）と1歳未満児には、費用負担の軽減を実施します。[詳しくはホームページ「費用軽減について」をご覧ください。](#)

自己負担額	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
1回目	無料	500円	3,000円
2回目	無料	500円	2,000円